

3. 損害保険

中国の損害保険市場は、1978年以降の改革開放以来、高い経済成長と国民生活の向上に伴い、飛躍的な発展を遂げてきた。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、中国の実質GDP成長率が2.3%という低水準にとどまる中、損害保険市場も元受収入保険料ベースで前年比2.4%増の1兆1,929億元（約19兆864億円）と、近年にない低成長となった。

中国損害保険市場の現状

2020年の損害保険経営状況

損害保険会社の元受収入保険料総額（健康、傷害保険など、第三分野の元受保険料1,655億元を除く）は、1兆1,929億元で前年比2.4%増となった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、自動車保険総合改革によって保険料単価が低下した自動車保険が前年比0.7%成長にとどまり、収益悪化による引受制限が進んだ信用保証保険が18.4%減となるなど、収入保険料上位種目が減速したことが成長鈍化の主因である。なお、健康保険は32.6%増と大きく成長し、自動車保険に続く第2位の保険種目となった。これら第三分野種目を含めた損保の全元受保険料は前年比4.4%増となっている。

一方、損保全社ベースの純利益は51億5,000万元の大幅赤字となり、保険引受損益も前年の黒字化から反転して108億4,000万元の赤字、保険引受利益率もマイナス0.9%となった。後述する自動車保険、信用保証保険の収益悪化がその主因である。

新型コロナウイルス感染症の影響

2020年初から新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞や消費マインドの冷え込みなどの影響はあったものの、3月以降は損害保険市場の回復基調が鮮明となった。業界として健康保険などの分野で疾病補償の拡張や専用商品の開発、無償補償の提供などを進めた。なお、中国保険行業協会の統計によれば、2020年5月18日現在で損保会社による保険金支払いは累計1億4,800万元にとどまり、業界として新型コロナウイルス感染症により収益面で大きな影響は受けていない。

自動車保険の自由化改革による影響

中国も日本と同様、自動車保険は「強制保険（自賠責）」と「任意保険」の2階建て構造となっている。2015年3月、旧保監会（CIRC）より「任意自動車保険約款・料率管理制度改革の深化に関する意見」が公布されて以降、保険料の自由化や補償範囲の拡大などを柱とする改革が全国で進展している。背景には、顧客ニーズに合わない自動車保険制度の矛盾の露見と「高保低賠（保険料が高く補償が少ない）」などの社会的な不満、不公平な保険料設定、および画一的で満足度の低い商品設計がある。さらに、一部契約者へのキックバックや代理店へのオーバーコミッションなどの問題も散見されていた。

2020年9月より実施された総合改革では、自賠責において責任限度額引き上げや補償基準の調整、地域別損害率格差を是正する地域調整係数が導入される一方、任意保険では、約款の最適化、料率の自由化などが実施された。特に、手数料など経費率設定の引き下げの影響が大きく、2020年10-11

月の保険料水準が平均27%低下したとの報告もある。引受利益も全社で前年比23.2%減になるなど、各社業績が大きく悪化した。2021年は本影響が通年を通じて顕在化するため、自動車保険を主要種目とする保険会社を中心に、業績面における負の影響がさらに拡大する見込みである。こうした一連の改革は、上記の通り主に消費者権益を確保する狙いもあるが、一方、比較的体力のある大手損保による寡占化の進行、中小損保の自動車保険からの撤退などに繋がる恐れもある。

健康保険市場の拡大継続と信用保証保険市場の縮小

急速に進む高齢化を背景に、公的医療保険における保障範囲や金額などの不足を補充すべく、民間健康保険に対するニーズが高まっていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がこれに拍車をかけた。2020年の健康保険の収入保険料は1,114億元（前年比32.6%増）と拡大が継続したものの、引受損益はマイナス38億5,000万元と引続き赤字である。国務院は2020年3月に「医療保障制度改革に関する意見」を発表し、民間保険や共済プランなど重層的な医療保障制度の構築を通じて医療保障分野の補強を図ろうとしており、今後も健康保険市場の拡大が続くと見られる。

一方、信用保証保険市場は、個人や小型零細企業向けの融資業務の拡大に伴い急成長していた。ところが、特にP2Pプラットフォームの与信管理不備や景気減速に伴う消費者の返済能力低下などに起因するデフォルトが多発し、多くの保険会社で同保険の収益が悪化し、引受制限を行う会社が続出した。結果、2020年の信用保証保険の収入保険料は689億元（前年比18.4%減）と大幅に縮小し、引受損益はマイナス127億元となった。金融リスク発生防止に注力する中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、2020年5月に「信用・保証保険業務監督管理弁法」を施行し、関連規制を強化して市場の健全化を図ろうとしている。

※過去に一部データが公表されていなかったこともあり、表1および図には、健康保険を含む第三分野などの収入保険料は含んでいない。

中国損保市場の発展方向と市場監督行政の動向

CBIRCは「損保業の高品質発展の加速に関する三年行動方案（2020～2022年）」（以下、方案）において、損保会社の成長パターンの質向上を図り、市場の健全な発展を目指す方針を示した。具体的には、2022年までに収入保険料規模を1兆7,000億元まで拡大（今後3年の平均成長率9.3%）させ、国民経済に対する保険の寄与度を示す保険深度（収保とGDPの比）を1.5%（現在1.3%）に、国民の保険意識を反映する保険密度（収保と常住人口の比）を1,200元（現在930元）に向上させる目標を掲げた。また、「精細化、デジタル化、現代化」を主軸に、損保業の成長パターンの転換を進める方向性を定め、2022年までに損保業のオンライン化率を80%以上に引き上げるなどとした。

なお、方案では引続き損保市場の対外開放を進め、外資損保による営業拠点の合理的な設置を指導し、国内損保・再保険会社への出資を支援するとしている。

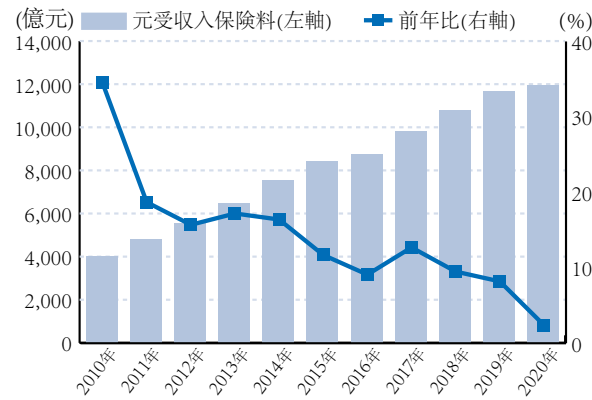
一方で、CBIRCは行政手続の簡素化などを中心とする「放管服」改革を推進し、2020年8月から外資損保会社の行政管理のほとんどを、CBIRCの各地派出機構（各地監管局）が担うこととした。また、2021年2月から董事や高級管理職への任職資格試験が廃止になるなど、簡素化も図られつつある。

表1:中国損害保険収入保険料・増収率の推移(単位:億元、%)

年	元受収入保険料	前年比
2010年	4,027	34.5%
2011年	4,779	18.7%
2012年	5,529	15.7%
2013年	6,481	17.2%
2014年	7,544	16.4%
2015年	8,423	11.7%
2016年	8,724	9.1%
2017年	9,834	12.7%
2018年	10,770	9.5%
2019年	11,649	8.2%
2020年	11,929	2.4%

出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図:中国損害保険収入保険料・増収率の推移



出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計資料

表2: 2020年各種目保険引受利益一覧 (単位:億元)

種目	保険引受利益2020年	保険引受利益2019年	保険引受利益率2020年 (%)
自動車保険	79.6	103.6	1.0
企業財産保険	-6.6	9.9	△2.4
家庭財産保険	6.1	-0.5	6.8
工事保険	-5.2	-2.8	△9.2
責任保険	-7.7	-6.4	△1.1
信用保険	-31.7	-22.3	△22.5
保証保険	-95.4	-18.0	△15.1
船舶保険	-2.8	-3.2	△11.3
貨物運送保険	-0.7	1.8	△0.7
特殊リスク保険	2.0	1.1	6.4
農業保険	1.0	-0.1	0.2

出所: 各種報道資料

表3: 2019年の世界損害保険市場規模比較

国・地域	保険料収入総額(百万ドル)	順位	世界シェア(%)	1人当たり保険料(ドル)	対GDP比(%)
米国	1,831,601	1位	54.3	5,584	8.5
中国	287,967	2位	8.5	201	2.0
ドイツ	142,301	3位	4.2	1,714	3.7
日本	118,019	4位	3.5	929	2.3
英国	102,022	5位	3.0	1,523	3.6
フランス	94,694	6位	2.8	1,413	3.5
韓国	80,037	7位	2.4	1,539	5.0
カナダ	79,840	8位	3.1	2,101	4.6
オランダ	69,220	9位	2.1	4,072	7.6
オーストラリア	47,667	10位	1.4	1,907	3.4
全世界	3,376,333	-	100	439	3.9

出所: Sigma World insurance in 2019

外資系損害保険会社の現状

2020年末時点での中国の損保会社は88社であり、うち中資系が66社、外資系は22社となっている。元受収入保険料ベースでは、PICC (31.8%)、平安 (21.0%)、太平洋 (11.0%) の大手3社が63.61%のマーケットシェアを占める寡占市場であり、外資系は合計でもわずか2.0%の低位にとどまっている。

2001年12月の中国のWTO加盟後、外資系損保会社に対する規制は徐々に撤廃され、引続き当局の開放姿勢は堅持されている。この2-3年間で、合併損保会社の出資割合を高めたり、新たにローカルプラットフォーマーとの合併に踏み切ったり、保険統括会社や資産管理会社の設立を行うなど、外資保険会社の積極的な展開事例が見られている。

表4: 2020年の内資系損害保険会社の収入保険料および市場シェア (単位:億元)

会社名	2020年元受収入保険料	市場シェア(%)
中国人民財産保険	4,320.19	31.80
平安財産保険	2,858.54	21.04
太平洋財産保険	1,467.18	10.96
国寿財産保険	863.96	6.36
中華聯合保険	527.15	3.88
大地財産保険	477.51	3.52
陽光財産保険	372.70	2.74
太平保険	281.19	2.07
天安保険	167.03	1.23
輸出信用保険	164.72	1.21
衆安財産保険	163.01	1.20
華安財産保険	147.93	1.09
永安財産保険	105.52	0.78
英大財産保険	93.79	0.69
華泰財産保険	90.96	0.67
その他(51社計)	1,204.80	8.86
中資系損害保険会社(合計)	13,306.18	97.94

出所: 各種報道資料

表5: 2020年の外資系損害保険会社(合併含む)の収入保険料および市場シェア (単位:億元)

会社名	国・地域	拠点数(本支店)	2020年元受収入保険料	市場シェア(%)
アクサ	フランス	26	60.61	0.45
国泰産物保険	台湾	10	60.33	0.44
アリアンツ	ドイツ	5	35.12	0.26
リパティ	米国	6	23.67	0.17
グルバマ	フランス	7	23.06	0.17
AIG	米国	7	15.19	0.11
三星火災保険	韓国	7	8.88	0.07
ジェネラリ	イタリア	8	7.58	0.06
ACE	米国	4	6.91	0.05
チューリッヒ	スイス	4	6.21	0.05
富邦産物保険	台湾	5	6.05	0.04
東京海上日動火災保険	日本	6	5.93	0.04
三井住友海上火災保険	日本	4	5.91	0.04
損害保険ジャパン	日本	5	4.22	0.03
スター	米国	14	2.64	0.02
LIG	韓国	2	1.49	0.01
現代海上火災保険	韓国	2	1.46	0.01
スイス・ラインシュランス	スイス	1	1.19	0.01
あいおいニッセイ同和損保	日本	2	0.55	0.00
日本興亜損害保険	日本	2	0.42	0.00
ロイズ	米国	2	0.1	0.00
アクサラインシュランス	フランス	1	0	0.00
外資系損害保険会社(合計)			277.52	2.03

出所: 各種報道資料、各社ホームページより。拠点数は本社および省級分公司の合算。

＜建議＞

＜中国銀行保險監督管理委員会への建議＞

① 保険会社経営者層向け研修制度運用の改善

保険会社経営者層への研修制度について、外国人の場合には通訳を介した研修や社内研修による代替などの緩和措置を要望する。また非常勤董事や社外董事の場合には、研修時間や研修内容の縮小など見直しを要望する。また、中国銀保監会（協会）が主催する研修については前広なスケジュール通知と共にオンライン研修の実施促進を要望する。

② 外資合弁損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主がバナンス、財務能力、合弁目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

③ 同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」30条2項により、「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により、保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けないと規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する（出資を含む）形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

④ 異地引受にかかわる制限条件の緩和

同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大していただくよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万円超かつ企業の保険料総額が40万円超の物件）に限定されているが、本規制が実施されて約20年

となり、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

⑤ 北京・天津・河北省に跨る経営実現に向けた諸制限条件の緩和

「保険会社が北京・天津・河北省に跨って経営することに関する届出管理についてのトライアル弁法」（保監発〔2017〕1号）が、2017年2月1日よりすでに施行されている（有効期間が延長されて2022年2月1日までとなっている）が、発票が発行できない等、主に税務面取扱いの理由により外資保険会社が実質申請できない状況にあり、3地区間における早期の政策調整、実現に向けた取組強化を要望する。

⑥ 外資保険会社の業務範囲拡大

外資損害保険会社がサービスを総合的にを行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

⑦ 兼業代理店の新規登録再開

2012年3月に旧中国保険監督管理委員会が公布した通知により、兼業代理店の新規登録について、金融機構と郵政を除いて暫定停止となっているが、消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点より、兼業代理店の暫定停止措置の解除を要望する。

⑧ 自動車保険関連のシステム統一化

自動車保険・自賠責保険のシステムが各地により異なる仕様となっていたが、このうち自賠責保険のシステムについては統一化が進展している状況にある。保険サービスの向上、保険普及、および各社が負担するシステム開発・メンテナンスコスト削減の観点から、引続き自動車・自賠責保険システムの改定が予定される場合には、中国国内のシステム統一化を視野に改定を行っていただくよう要望する。